

特定非営利活動法人 幼い難民を考える会定款

第1章 総則

第1条（名称）この法人は、特定非営利活動法人幼い難民を考える会という。

（英語名 Caring for Young Refugees, 略称 CYR）

第2条（事務所所在地）この法人は、事務所を東京都台東区台東1丁目12番11号青木ビル3階B室に置く。

第3条（目的）この法人は、戦乱、災害、飢餓、貧困などの理由により、苛酷な生活環境下に置かれている子どもたちの健全な成長と、その保護者たちが人間らしい生活環境のもとで自立できるよう手助けすることを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業の種類）この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 海外における保育施設の運営、指導、協力及び保育者の育成
- (2) 海外における子どもの保護者等を対象とする技術訓練事業の運営及び協力
- (3) 国内外の大規模災害の被災地・避難先における保育支援活動
- (4) 前号(1)(2)(3)に関する啓発及び広報活動
- (5) 他団体との交流及び協力事業
- (6) その他、この法人の目的達成に必要とされる事業

第2章 会員

第6条（会員種別）この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 名誉会員 この法人に対して特別の功績があったものとして理事会において推薦され、本人の了解を得た個人

第7条（入会）正会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

2 代表理事は、前項の申し込みがあった時は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、第1項のものの入会申し込みを認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第9条（退会）会員は、代表理事に届け出て、任意に退会することができる。

第10条（資格喪失）正会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、又は団体にあつては消滅したとき。

(3)正当な理由なく、継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

第11条（除名）会員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

第12条（役員の種類及び定数）この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上10名以内

(2)監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

第13条（選任等）理事及び監事は、正会員の中から、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事会において理事の互選により選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第14条（代表理事、副代表理事の職務）代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

第15条（理事の職務）理事は理事会を構成し、法令若しくは定款及び総会又は理事会の議決等に基づき、この法人の業務を執行する。

第16条（監事の職務）監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第17条（任期等）役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第18条（欠員補充）理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第19条（解任）役員が次の各号の一に該当する場合には、理事の場合は理事会の議決により、また、監事の場合は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身等の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任する場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第20条（報酬等）役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

第21条（会議の種別）この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第22条（総会の構成）総会は、正会員をもって構成する。

第23条（総会の権能）総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の職務、選任及び監事の解任
- (6) 重要な財産の取得又は処分
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
- (8) その他この法人に関する重要な事項

第24条（総会の開催）定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第16条第1項第4号の規定に基づいて招集するとき。

第25条（総会の招集）総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（総会の議長）総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第27条（総会の定足数）総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

第28条（総会の議決）総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要する事項であって、出席正会員の過半数以上の同意がある場合はこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第29条（総会での表決権等）各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任するこ

とができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（総会の議事録）総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 総会の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第31条（理事会）理事会は、理事をもって構成する。

第32条（理事会の権能）理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第33条（理事会の開催）理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- 2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第34条（理事会の招集）理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第1項第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条（理事会の議長）理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

第36条（理事会の議決）理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

第37条（理事会の表決権等）各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（理事会の議事録）理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その理事会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 事務局

第39条（事務局）この法人に事務局を置き、事務の運営に必要な部門を設ける。

- 2 事務局の職制及び事務処理に関する事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

第6章 資産

第40条（資産の構成）この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第41条（資産の管理）この法人の資産は、代表理事及び副代表理事が共同して管理し、その方法は理事会の議決により定める。

第42条（経費の支弁）この法人の経費は資産をもって支弁する。

第7章 会計

第43条（会計の原則）この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第44条（事業年度）この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第45条（事業計画及び予算）この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業計画及び予算の変更の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。

第46条（暫定予算）前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第47条（予備費）予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第48条（事業報告及び決算）この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第49条（定款の変更）この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第50条（解散）この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の継続の不能

- (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産
 - (6)所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 第51条（残余財産の帰属）この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつほかの特定非営利活動法人、もしくは法第11条第3項の規定によるところの他の公益社団法人、公益財団法人に帰属する。
- 第52条（合併）この法人は、正会員総数の4分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければ、合併することができない。

第9章 公告の方法

第53条（公告の方法）この法人の公告は、官報においてこれを行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

第54条（細則）この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、会員については、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- | | |
|--------|---------|
| ① 一般会員 | 10,000円 |
| ② 学生会員 | 3,000円 |
| ③ 団体会員 | 30,000円 |

附則

この法人の定款は、平成21年2月1日から施行する。

附則

この法人の定款は、平成24年9月28日から施行する。

附則

この法人の定款は、平成25年10月1日から施行する。

附則

改定後の定款は、平成26年9月27日から施行する。

附則

改定後の定款は、令和2年6月1日から施行する。

別表 設立当初の役員

| 役職名 | 氏名 |
|-------|-------|
| 代表理事 | 深水正勝 |
| 副代表理事 | 交野政博 |
| 理事 | 大井幸子 |
| 理事 | 佐藤和子 |
| 理事 | 神保真理子 |
| 理事 | 高橋敬章 |
| 理事 | 深津高子 |
| 理事 | 松岡玲子 |
| 監事 | 大川晴一郎 |
| 監事 | 鈴木雅博 |